資料４－１

平成26年度著作物等の適切な保護と利用･流通に関する小委員会の審議の経過等について

Ⅰ　はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画２０１４（平成２６年７月知的財産戦略本部決定）等に示された検討課題を踏まえつつ、クラウドサービス等と著作権及びクリエーターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行ってきた。これらの課題は、平成２５年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会及びその下に設置された著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）においても検討がなされた経緯があり、そこでの検討を引き継ぐ形で設立されたのが小委員会である。小委員会における各課題の審議の進捗状況等については、以下のとおりである。

Ⅱ　各課題の審議の状況

１．クラウドサービス等と著作権に係る課題

(1)　検討の経緯

小委員会においては、昨年度の法制・基本問題小委員会及びワーキングチームにおける議論を更に深めることとし、まず、私的使用目的の複製に関係するクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）について、権利者側委員及び利用者側委員からヒアリングを行い、それを踏まえた検討を行った。その後、ロッカー型クラウドサービス以外の各サービスについて、関係事業者及び関係権利者からヒアリングを行い、それを踏まえた検討を行った。

(2)　検討の結果

小委員会における検討の結果、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が取りまとめられた（別添参照）。

２．クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

(1)　検討の経緯

前年度ワーキングチームでは、関係団体より新たな補償制度創設に係る提言についての発表がなされたほか、私的録音録画に関する実態調査についての中間報告が行われた。これを踏まえ、本年度は、まず、同調査の最終結果報告がなされ、次に、関係団体より同調査の結果を受けた分析報告がなされた。その後、改めて、関係団体より、クリエーターへの適切な対価還元についての意見発表がなされ、意見交換が行われた。

(2)　検討の状況

まず、平成２５年度に（公社）著作権情報センター附属著作権研究所のまとめた「私的録音録画に関する実態調査」の最終報告がなされた。

次に、関係団体より、調査結果の分析が発表された。発表においては、調査結果より、国民全体で見て音楽データが大量に保存されている実態があることに加えて、直近一年間で膨大な数の録音が実施されており、非常に大きな私的録音のニーズが存在していることが明らかであるとの説明がなされた。また、このような私的録音のニーズを背景に、メーカーは私的録音に供される機器を販売して利益を得ているが、その大半が私的録音補償金の対象ではないため、私的録音補償金の受領額が激減している、との指摘もなされた。これに対しては、楽曲を楽しむ環境が大きく変わっているということを前提に、私的録音の数の推計には大きな意味はなく、音楽の利用態様に着目することが重要であるという意見や、私的録音により音楽を持ち出して聞いてもらうことができるのであるから、著作権者も利益を享受しているのではないかという意見などが示された。

そして、録音・録画に関係するそれぞれの団体より、クリエーターへの適切な対価還元についての意見発表がなされた。録音関係団体からは、現行の私的録音録画補償金制度の問題点として、補償金の対象となる特定機器及び特定記録媒体が政令によって定められており環境変化に対応できないでいる点と、私的録音録画に供される機器・記録媒体の製造業者が私的録音録画補償金の支払義務者ではなく請求・受領の協力義務者にとどまっている点が指摘された。その上で、新たな制度創設に係る提言として、対価の支払対象を私的複製に供される複製機能とすること及び対価の支払義務者を複製機能の提供事業者とすることが示された。録画関係団体からは、総務省デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において議論されたように、デジタル放送におけるコンテンツ保護方式であるダビング１０の範囲内の私的録画であっても対価還元の対象であるとの見解が示され、私的録音録画補償金制度が機能停止している状況を改善するには、テレビ番組の録画が可能なハードディスク録画機、外付けのハードディスク、テレビチューナー付きパソコン等の機器を特定機器に追加すべきであるとの提案がなされた。その上で、私的録音録画補償金制度のみにこだわるものではなく、いかなる制度によってもクリエーターへの適切な対価還元が早期に実現されることが求められている、との意見が示された。

関係団体からの発表を受けて、クリエーターへの適切な対価還元について以下のとおり意見が示された。

対価還元の対象について、私的録音・録画以外の機能を備える汎用機器もその対象とし

た場合、私的録音録画を行わない消費者から著作物の利用に伴う対価を得ることは、消費者の理解を得られないという意見があった。一方で、私的録音録画を行わない消費者に対してもそれらの機能を実装する機器を事業者は販売しており、そこから利益を得ている、との意見が示された。

これまで協力義務者と位置付けられてきた事業者については、私的録音録画に係る対価を価格に転嫁できるという点で利用者との関係性が深く、重要な当事者としてその役割を見直す必要があるのではないか、との意見があった。また、私的録音録画の対価の支払義務者を事業者とする場合であっても、それが価格に転嫁されて利用者の負担となることが想定されるため、権利者と事業者と利用者という三者の関係で検討する必要がある、との意見が示された。さらに、著作権法の根幹には、著作者の権利の保護とその対抗利益をいかにバランスさせるかという点があり、権利者、事業者、利用者の三者の利益をバランスさせながら全体の利益を最大化するためにどのような制度が成り立ちうるのかを検討する必要がある、との指摘がなされた。

また、著作権保護技術の施されている著作物等の私的録音録画に関しては、著作権保護技術が施されている以上は利用者の録音・録画の自由は制限されており、加えて、著作権保護技術の機能を担保するためのコストが利用者に転嫁されていることから、対価の還元について議論するに当たっては、著作権保護技術の状況も考慮しつつ議論することが必要であるとの意見が示された。

その他、諸外国の私的録音録画に関する補償金制度の現状について、補償金制度の背景事情や社会的影響等の実態を踏まえつつ、今後検討することが必要ではないかという意見や、私的録音録画のみに着目してクリエーターへの対価還元を議論するのではなく、著作物の流通の様々な場面で行われている契約を踏まえて、全体としてどのように対価が還元されているかを議論すべきであるという意見が示された。さらに、今後議論を進めるに当たっては、どのような著作物の流通が望ましいか、また、それがいかに我が国の文化の発展に寄与するかという将来的かつ大局的な観点から、著作物の保護と利用のバランスが取れた総合的な議論をすべきである、との意見もあった。

Ⅲ　おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①クラウドサービス等と著作権に係る課題及び②クリエーターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行った。

①クラウドサービス等と著作権に係る課題については、Ⅱ１．で述べたように一定の結論を得て報告書が取りまとめられた。

一方で、②クリエーターへの適切な対価還元に係る課題については、権利者からの提言が小委員会に示されたところであるが、本課題に関しては、関係者の意見を踏まえながら、今後、さらなる検討が求められる。

Ⅳ　開催状況

第１回　平成２６年７月２３日

①ロッカー型クラウドサービスの分類について（権利者（音楽関係）による意見発表）
②私的録音録画に関する実態調査について（録音部分に関する報告）

第２回　平成２６年８月７日

①ロッカー型クラウドサービスの分類について（権利者（映像関係）による意見発表）
②私的録音録画に関する実態調査について（録画部分に関する報告）

第３回　平成２６年８月２８日

①ロッカー型クラウドサービスの分類について（利用者ヒアリング）
②私的録音録画に関する実態調査の結果の分析について（権利者団体による意見発表）

第４回　平成２６年９月１８日

ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）

第５回　平成２６年９月３０日

ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）

第６回　平成２６年１０月１６日

ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）

第７回　平成２６年１０月３１日

ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて（事業者ヒアリング）

第８回　平成２６年１１月１９日

ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて（意見交換）

第９回　平成２６年１２月２５日

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
クラウドサービス等と著作権に関する報告書（案）について

第１０回　平成２７年２月１３日

①文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会クラウドサービス等と著作権に関する報告書について
②クリエーターへの適切な対価還元について
③平成２６年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について（案）

Ⅴ　委員名簿

	浅　石　道　夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	今　子　さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
	大　渕　哲　也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥　邨　弘　司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華　頂　尚　隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河　村　真紀子	主婦連合会事務局長
	岸　　博　幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	榊　原　美　紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	笹　尾　　光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
	椎　名　和　夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理	末　吉　　亙	弁護士，東京大学法科大学院客員教授
	杉　本　誠　司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
	龍　村　　全	弁護士
	津　田　大　介	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
主査	土　肥　一　史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	長谷川　浩　二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
	畑　　陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
	松　田　政　行	弁護士
	松　本　　悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
	丸　橋　　透	ニフティ株式会社法務部長

（以上２０名）

別　紙

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会におけるヒアリング・意見発表※団体一覧

第１回　平成２６年７月２３日

・一般社団法人日本音楽著作権協会
・一般社団法人日本レコード協会
・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

第２回　平成２６年８月７日

・一般社団法人日本映画製作者連盟
・一般社団法人日本動画協会
・一般社団法人日本民間放送連盟
・株式会社ニワンゴ

第３回　平成２６年８月２８日

・一般社団法人インターネットユーザー協会
・主婦連合会

第５回　平成２６年９月３０日

・一般社団法人日本経済団体連合会

第７回　平成２６年１０月３１日

・一般社団法人日本商品化権協会
・一般社団法人日本書籍出版協会
・一般社団法人日本新聞協会
・株式会社ホットリンク

第８回　平成２６年１１月１９日

・株式会社アンク
・株式会社エム・データ

第１０回　平成２７年２月１３日

・一般社団法人日本音楽著作権協会
・一般社団法人日本レコード協会
・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
・一般社団法人日本映画製作者連盟
・一般社団法人日本動画協会
・一般社団法人日本映像ソフト協会

※書面による意見発表を行った団体を含む。